

監査公表第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成31年 3 月 4 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

財政援助団体監査結果報告

1 監査の実施日

平成30年8月3日（金）

2 監査の対象

(1) 団体名

敦賀港国際ターミナル株式会社

(2) 補助金概要

① 平成29年度敦賀港ポートセールス促進事業補助金

補助金交付額 19,609,560円

② 平成29年度敦賀港利用拡大事業補助金

補助金交付額 11,171,000円

3 監査の方法

あらかじめ敦賀港国際ターミナル株式会社及び商工貿易振興課（以下「主管課」という。）から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、敦賀港国際ターミナル株式会社及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

平成29年度に交付した各補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、次の事項については、適正な措置等をとられ、主管課においては、今後補助事業に対し安定した運営ができるよう指導をお願いする。

(1) 敦賀港貨物集荷推進事業について

敦賀港国際ターミナル株式会社においては、関連事業者の敦賀港利用促進の継続を図るとともに、更なる新規利用獲得に多角的に取り組んでいただきたい。

また、主幹課とともに、市民を含む多方面にわたって、敦賀港の強みや魅力

の発信に、引き続き努められたい。

(2) 定款や規則等の改正について

敦賀港国際ターミナル株式会社の定款や規則等については、実務や事業効果を含めて適宜見直しを行い、現状に即した適正な改正を検討されたい。